

登録教習機関の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 （事務所の名称）	キャタピラー九州株式会社 （鹿児島教習センター）
登録教習機関の住所 （事務所の所在地）	福岡県筑紫野市針摺東3丁目6番1号 （鹿児島県始良市加治木町大字木田2020）
変更前の代表者の職氏名	代表取締役社長 林 賢一
変更後の代表者の職氏名	代表取締役社長 甲斐 雅之
変 更 年 月 日	令和8年4月1日
登 録 番 号	20-1、2、3、4、5、6、7、8、9、 10、11、12、13、14

令和8年5月18日

鹿児島労働局長

